

## 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案（概要）

### 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 18 条に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって容器等に名称等を表示（以下「ラベル表示」という。）しなければならないとされている。また、法第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令第 18 条の 2 に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって名称等を文書の交付等（以下「SDS 交付等」という。）により相手方に通知しなければならないとされている。
- 令第 18 条及び第 18 条の 2 においては、ラベル表示及び SDS 交付等をしなければならない化学物質（以下「ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質」という。）として、国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本産業規格 Z 7252（※）（GHS（※）に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和 3 年 3 月 31 日までに区分された物のうち、令第 18 条第 2 号イからハまで及び第 18 条の 2 第 2 号イからハまでに掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの等を規定しているが、今般、化学物質の危険性及び有害性に係る新たな知見をもとに令和 5 年度までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえて、ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質の範囲を変更するものである。
  - ※ Z は部門記号であり、「その他」部門であることを示している。7252 は「その他」部門における分類番号を示している。
  - ※ GHS：2003 年 7 月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」のことで、国際的に調和された基準により化学品の危険有害性に関する情報をそれを取り扱う人々に伝達することで、健康と環境の保護を行うこと等を目的とした国連文書。GHS には「物質及び混合物を、健康、環境、及び物理化学的危険有害性に応じて分類するために調和された判定基準」、「表示及び SDS の要求事項を含む、調和された危険有害性に関する情報の伝達に関する事項」等が含まれている。

### 2. 改正の概要

令第 18 条第 2 号において、「令和 3 年 3 月 31 日まで」と規定しているものを「令和 6 年 3 月 31 日まで」とし、当該期間までに国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された物のうち、令第 18 条第 2 号イからハまで及び第 18 条の 2 第 2 号イからハまでに掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるものをラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質とする。

### 3. 根拠法令

法第 57 条第 1 項及び第 113 条

#### 4. 施行期日等

公 布 日：令和7年2月上旬（予定）

施行期日：令和9年4月1日

#### 5. 経過措置

改正により、新たにラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加される物質のうち、この政令の施行の日において現に存するものについては、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加後1年間はラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しないこととする。